

◎免責額とは◎

対物補償、車両補償の補償金額のうち、お客様にご負担して頂く金額のことです。

◎下記のような状態で事故が発生した場合は、保険・補償の適応を受けられない場合があります。十分にご注意ください。

- ・ 無免許運転
- ・ 飲酒運転
- ・ 運転中にヘルメットを着用していない場合
- ・ 契約書記載の運転者以外の方の事故
- ・ 事故現場から警察への届け出を怠った場合（警察の事故証明が取得できない場合）
- ・ 勝手に相手側と示談した場合
- ・ 事故現場から出発店舗（または本部）への連絡を怠った場合
- ・ 貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合
- ・ 盗難によって生じた車両損害
- ・ 定員をオーバーして走行した場合
- ・ 公道以外を走行した場合
- ・ 使用方法が劣悪なために生じた単体などの損傷や腐食の補修費
- ・ 各種テスト・競技への使用、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- ・ 営業店内で他の車両や看板などを破損した場合
- ・ 操作ミスによる故障
- ・ 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- ・ その他保険約款の免責事項に該当する事故

◎営業補償

万が一の事故が起きた際、お貸出しした車両が修理の為に次の貸出しができなくなった場合の補償をご請求いたします。この営業補償は、オプションの「車両修理費補償」にご加入されていても別途ご請求させていただきます。

◇自走にて返却した場合 >>> ￥20,000

◇レッカーにて搬送した場合 >>> ￥50,000 + レッカー代（超過分）

*レッカー代は、無料分を超過した実費分とします。